

社会福祉法人横須賀基督教社会館 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人横須賀基督教社会館（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の理事に対して報酬を支給し、非常勤の役員及び評議員に対しては報酬等は支給しないものとする。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、評議員会の定めにより次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

区 分	報 酬 の 額
常勤理事報酬 月額報酬	月額 340,000 円以下
旅 費	実 費
その他の業務遂行のための経費	実 費

(役員報酬の支給日)

第6条 役員報酬の支給日は当月25日とする。

2 役員報酬は、常勤役員が希望する金融機関の口座への振込みにより支払う。

附則 1 この規程は平成30年4月1日より施行する。